

## 業務規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、定款第49条の規定に基づき、当取引所の開設する特定取引所金融商品市場（以下「当取引所の市場」という。）における有価証券の売買に関して必要な事項を定める。

2 この規程の変更は、取締役会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

#### (一般投資家等買付けの禁止)

第2条 当取引所の取引参加者は、特定投資家等以外の者（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第117条の2第1項に規定する特定投資家等以外の者をいう。）から当取引所の市場における有価証券の買付けの受託を行ってはならない。

#### (当取引所が取り扱う有価証券)

第3条 当取引所が取り扱う有価証券は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 内国法人の発行する株券（法第2条第1項第9号に掲げる株券をいう。以下同じ。）
  - (2) 外国法人の発行する株券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）
  - (3) 優先出資証券（法第2条第1項第7号に掲げる優先出資証券をいう。以下同じ。）
  - (4) 内国法人の発行する新株予約権証券（法第2条第1項第9号に掲げる新株予約権証券をいう。以下同じ。）
  - (5) 外国法人の発行する新株予約権証券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）
  - (6) 投資信託受益証券（法第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）
  - (7) 外国投資信託受益証券（法第2条第1項第10号に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）
  - (8) 投資証券（法第2条第1項第11号に掲げる投資証券をいう。以下同じ。）
  - (9) 外国投資証券（法第2条第1項第11号に掲げる外国投資証券をいう。以下同じ。）
  - (10) 外国株預託証券（法第2条第1項第20号に掲げる証券又は証書で、外国法人の発行する株券に係る権利を表示するものをいう。以下同じ。）
  - (11) 受益証券発行信託の受益証券（法第2条第1項第14号に掲げる受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）のうち、次のa及びbに掲げるもの
    - a 内国商品信託受益証券（特定の商品（商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第4項に規定する商品をいう。）の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）
    - b 外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は次号に定める外国受益証券発行信託の受益証券を信託財産とするものをいう。以下同じ。）
  - (12) 外国受益証券発行信託の受益証券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）
- 2 この規程（その特例を含み、これらに基づく規則を含む。）において、前項第1号及び第2号に掲げる有価証券を総称して「株券」といい、同項第4号及び第5号に掲げる有価証券を総称して「新株予約権証券」という。
- 3 この規程（その特例を含み、これらに基づく規則を含む。）において、株券その他の有価証券とは、その種類に応じ、それぞれ法第2条第1項に規定する株券その他の有価証券及び同条第2項の規定により当該株券その他の有価証券とみなされる権利をいう。

#### (取引参加者規程等)

第4条 当取引所の取引参加者に関する事項は、取引参加者規程をもって定める。

- 2 当取引所の市場における有価証券の売買に係る清算及び決済に関する事項は、清算・決済規程をもって定める。
- 3 当取引所の市場における有価証券の売買に係る信用取引に関する事項は、信用取引規程をもって定める。
- 4 有価証券の上場、上場廃止その他上場有価証券に関する事項は、有価証券上場規程をもって定める。
- 5 当取引所の指定アドバイザーに関する事項は、指定アドバイザー規程をもって定める。

## 第2章 売買立会

(売買立会の区分及び売買立会時)

第5条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。

- 2 当取引所は、必要があると認めるときは、前項の売買立会時を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(休業日)

第6条 当取引所は、次の各号に掲げる日を休業日とする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日
  - (3) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日
  - (4) 前日及び翌日が国民の祝日である日
  - (5) 土曜日
  - (6) 年始3日間
  - (7) 12月31日
- 2 当取引所は、必要があると認めるときは、臨時休業日を定めることができる。
  - 3 休業日においては、売買立会その他一切の業務を行わない。

(売買立会の臨時停止、臨時挙行)

第7条 当取引所は、必要があると認めるときは、売買立会の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に挙行することができる。

(臨時停止、臨時挙行の通知)

第8条 当取引所は、臨時休業日又は売買立会の臨時停止若しくは臨時挙行を定めたときは、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(売買立会による売買)

第9条 売買立会による売買は、当取引所が設置する電子計算機等を利用した取引システム（以下「売買システム」という。）により行う。ただし、売買システムによらない売買として当取引所が定める売買（以下「売買システムによる売買以外の売買」という。）については、この限りでない。

## 第3章 売買立会による売買

### 第1節 売買の種類

(売買の種類)

第10条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める取引とする。

- (1) 第3条第1項第1号、第3号及び第6号に掲げる有価証券（指標連動型投資信託受益証券（特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。）に連動する投資成果を目指

す投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)を除く。)

- a 当日決済取引
- b 普通取引
- c 発行日決済取引

(2) 第3条第1項第2号、第4号及び第5号、第7号から第12号までに掲げる有価証券並びに指標連動型投資信託受益証券

- a 当日決済取引
- b 普通取引

2 当日決済取引は、売買契約締結の日に決済を行うものとする。

3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。4 発行日決済取引は、内国法人の発行する株券、優先出資証券又は投資信託受益証券の発行者が、株主割当、優先出資者割当又は受益者割当により新たに発行する株券、優先出資証券又は投資信託受益証券について第18条第1項の規定により権利落として定める期日から、当取引所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、売買開始日について、当取引所が必要と認める場合には、第18条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

## 第2節 売買契約締結の方法

(競争売買の原則)

第11条 売買立会による売買は、競争売買によるものとする。

2 競争売買における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 低い値段の売呼値は、高い値段の売呼値に優先し、高い値段の買呼値は、低い値段の買呼値に優先する。

(2) 同一値段の呼値については、次に定めるところによる。

a 呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先する。

b 同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値の順位は、当取引所が定める。

(3) 成行呼値は、それ以外の呼値に値段的に優先し、成行呼値相互間の順位は、同順位とする。

3 売買立会の始めの約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値及び当取引所が定めるところにより特定の銘柄について売買が中断された場合の中断後最初の約定値段が決定されるまでに行われたすべての呼値は、それぞれ同時に行われたものとみなす。

4 午後立会終了時において第14条第5項の規定により定める値幅の限度の値段により対当されることとなる場合の成行呼値は、当該値段による呼値とする。この場合において、当該値段による呼値は、すべて同時に行われたものとみなす。

(個別競争売買)

第12条 前条第1項の競争売買は、個別競争売買とする。

2 個別競争売買においては、次の各号に掲げる約定値段を定める場合を除き、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、最も低い値段の売呼値と最も高い値段の買呼値とが合致するとき、その値段を約定値段とし、前条第2項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。

(1) 売買立会の始めの約定値段

(2) 当取引所が定めるところにより、特定の銘柄について売買が中断された場合の中断後最初の約定値段

(3) 売買立会終了時における約定値段

(4) 前各号に定めるもののほか、当取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の約定値段及び当取引所が呼値の状況から必要があると認める場合の約定値段

3 前項各号の約定値段を定める場合においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次の各号に掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、前条第2項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立さ

せる。

- (1) 成行呼値の全部の数量
  - (2) 当該値段に満たない値段による売呼値及び当該値段を超える値段による買呼値の全部の数量
  - (3) 当該値段による呼値について、売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量
- 4 前項の場合において、売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが合致する一定の値段が二つ以上あるときの約定値段は、これらの値段のうち直前の約定値段と同一の値段があるときは、当該値段とし、直前の約定値段と同一の値段がないときは、直前の約定値段に最も近接する値段とする。ただし、当取引所が直前の約定値段を基準とすることが適当でないとき認めるときは、当取引所がその都度定める値段とする。
- 5 第3項の規定にかかわらず、第2項第3号の約定値段を定める売買の値段が、直前の約定値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該気配値段）を基準として、当取引所が定める値幅を超えるときは、売買を不成立とする。

(売買の取消し)

- 第13条 当取引所は、過誤のある注文により売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、当取引所が定めるところにより、当取引所が定める売買を取り消すことができる。
- 2 当取引所は、天災地変その他のやむを得ない理由により当取引所のシステム上の売買記録が消失した場合において、消失したすべての売買記録を復元することが困難であると認めるときは、当取引所がその都度定める売買を取り消すことができる。
- 3 第1項又は前項の規定により当取引所が売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。
- 4 取引参加者は、第1項の規定により当取引所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。
- 5 取引参加者は、第1項又は第2項の規定により当取引所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

### 第3節 呼値及び売買単位等

(呼値)

- 第14条 取引参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。
- (1) 当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別
  - (2) 空売り（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第26条の2の2第1項に規定する空売りをいう。）を行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第10条各号に規定する取引を除き、その旨
  - (3) 信用取引により行おうとするとき（顧客が取次者（取引参加者に有価証券の売買の委託をした顧客が、金融商品取引業者である場合であって、当該委託が取引参加者に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。以下同じ。）である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。）は、その旨
  - (4) 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするとき（顧客が取次者である場合において、信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。）は、その旨
- 2 前項の呼値は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
- (1) 売買システムによる売買  
取引参加者端末装置から入力する方法による呼値によるものとする。

(2) 売買システムによる売買以外の売買

当取引所が適当と認める方法による呼値によるものとする。

3 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券及び新株予約権証券

1株（新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式1株の交付を受けることができる新株予約権の数を、1株とする。以下同じ。）につき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合には1円、3,000円を超え5,000円以下の場合には5円、5,000円を超え3万円以下の場合には10円、3万円を超え5万円以下の場合には50円、5万円を超え30万円以下の場合には100円、30万円を超え50万円以下の場合には500円、50万円を超え300万円以下の場合には1,000円、300万円を超え500万円以下の場合には5,000円、500万円を超え3,000万円以下の場合には1万円、3,000万円を超え5,000万円以下の場合には5万円、5,000万円を超える場合は10万円とする。ただし、当取引所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。

(2) 優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券

前号の規定（新株予約権証券に係る部分を除く。）は、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは「1口」と読み替えるものとする。

(3) 外国株預託証券

第1号の規定（新株予約権証券に係る部分を除く。）は、外国株預託証券について準用する。この場合において、「1株」とあるのは「1証券」と読み替えるものとする。

4 呼値は、配当含み（配当（剰余金の配当をいう。）には、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の収益分配、投資証券及び外国投資証券の金銭の分配並びに受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る給付金を含む。以下同じ。）とする。

5 呼値は、当取引所が規則により定める値幅の限度を超える値段により行うことができない。

6 当日決済取引の呼値は、同一の取引参加者が売呼値とそれに対当させるための買呼値を同時に行うことによつて行うものとする。

7 当取引所は、呼値について、売買の成立を促進するために必要があると認めるときは、その存在を周知するものとする。

8 本規程に定めるもののほか、呼値に関し必要な事項については、当取引所が規則により定める。

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券及び新株予約権証券

a 内国法人が発行者であるものは、100株とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については、当取引所がその都度定める単位とする。

b 外国法人が発行者であるものは、100株とする。ただし、当該発行者の本国における会社制度等から適当でないと当取引所が認めた場合は、1,000株、500株、100株、50株、10株又は1株のうち、当取引所がその都度定める単位とする。

(2) 優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国商品信託受益証券は、1口とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については、当取引所がその都度定める口数とする。

(3) 外国証券信託受益証券（外国法人の発行する株券を信託財産とするものに限る。以下この号において同じ。）

第1号bの規定は、外国証券信託受益証券について準用する。この場合において、「1,000株」とあるのは「1,000口」と、「500株」とあるのは「500口」と、「100株」とあるのは「100口」と、「50株」とあるのは「50口」と、「10株」とあるのは「10口」と、「1株」とあるのは「1口」と、それぞれ読み替えるものとする。

(4) 外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券（外国法人の発行する株券を信託財産とするものを除く。以下この号において同じ。）及び外国受益証券発行信託の受益証券

時価を基準として当取引所が定めるところに従い、10口又は1口とする。

#### (5) 外国株預託証券

第1号bの規定は、外国株預託証券について準用する。この場合において、「1,000株」とあるのは「1,000証券」と、「500株」とあるのは「500証券」と、「100株」とあるのは「100証券」と、「50株」とあるのは「50証券」と、「10株」とあるのは「10証券」と、「1株」とあるのは「1証券」と、それぞれ読み替えるものとする。

### 第4節 売買の確認等

(約定値段の公表)

第16条 当取引所は、売買が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定値段を公表する。

(売買の通知及び確認)

第17条 当取引所は、売買が成立したときは、直ちにその内容を売方取引参加者及び買方取引参加者に通知するものとする。

2 取引参加者は、売買内容の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。

### 第5節 配当落及び権利落等

(配当落等の期日)

第18条 有価証券の売買につき、配当落又は権利落とする期日（以下「配当落等の期日」という。）は、当取引所が定める。

2 前項の期日以後に締結した売買契約は、配当落又は権利落として決済するものとする。

(株式併合後の有価証券を対象として売買を開始する期日)

第18条の2 有価証券の売買につき、株式（優先出資、受益権及び投資口を含む。）の合併後の有価証券を対象として売買を開始する期日は、当取引所が定める。

(取得対価の変更期日等)

第19条 発行会社に対して取得を請求することができる旨又は発行会社が一定の事由が生じたことを条件として若しくは株主総会の決議により取得することができる旨の定めがある内国法人の発行する株券について、取得対価の変更（取得請求期間の中断を含む。以下同じ。）として、新たな取得対価により売買を行う期日（以下「取得対価の変更期日」という。）、外国株預託証券について、表示株式数（1預託証券に権利が表示される株式の数をいう。以下同じ。）の変更として、新たな表示株式数により売買を行う期日（以下「表示株式数の変更期日」という。）は、当取引所が定める。

(権利預り証付売買)

第20条 外国法人の発行する有価証券の売買につき、当取引所が必要があると認めるときは、期間を定めて権利預り証付の売買を行うことができる。

### 第6節 売買の停止

(売買の停止)

第21条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は当取引所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合

(2) 売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売

買を継続して行わせることが適当でないとする場合

- (3) 売買システムの稼働に支障が生じた場合、有価証券の売買に係る当取引所の施設に支障が生じた場合等において売買を継続して行わせることが困難であると認める場合
- (4) 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合

#### 第4章 売買立会による売買以外の売買

(過誤訂正等のための売買)

第22条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って当取引所の市場において執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会及び復活のための売買（次条第2項に規定する復活のための売買をいう。）によらずに執行することができる。

- 2 前項の売買の決済は、当該顧客の委託に基づく売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

(復活のための売買)

第23条 取引参加者は、顧客の注文に係る売買が第13条第1項の規定により取り消されたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当該取り消された売買における値段と同じ値段により、過誤のある注文を発注した取引参加者を相手方として売買立会及び過誤訂正等のための売買によらずに執行することができる。この場合において、当該過誤のある注文を発注した取引参加者は、当該売付け又は買付けの相手方としてこれに応じなければならない。

- 2 前項の売買（以下「復活のための売買」という。）の決済は、取り消された売買が取り消されなかつた場合における決済日に行うものとする。

#### 第5章 売買に関する制約等

(当取引所の市場における有価証券の売買又はその受託に関する規制措置)

第24条 当取引所は、当取引所の市場における有価証券の売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、当取引所の市場における有価証券の売買又はその受託に関し、当取引所の規則により定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができる。

(公開買付期間中における自己買付け)

第25条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

- (1) この規程（その特例を含む。）の規定による過誤訂正等のための買付け及び復活のための売買に係る買付け
- (2) 顧客の注文を執行する際に生じた過誤による買付け等で当取引所が真にやむを得ない事由があると認めるもの
- (3) 共同買付累積投資業務に係る買付け
- (4) 有価証券ミニ投資（取引参加者があらかじめ選定した銘柄に係る第15条に規定する売買単位に満たない有価証券について、株式会社証券保管振替機構の振替制度を利用して行う定型的な方法による売買をいう。以下同じ。）に係る買付け
- (5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券（株券に係る権利を表示する預託証券をいう。）又は交換社債券（法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）であつて、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）（以下この号において「新株予約権証券等」という。）に係る価格

の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該 a 又は b に定める取引に係る買付け

a 新株予約権証券等の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券（以下この号において「行使対象株券」という。）の数量（当該売付けと対当する買付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量及び新株予約権証券等に係る価格と行使対象株券の価格の関係を利用して行う取引であって、新株予約権証券等の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量の範囲内で当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引による当該売付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量を控除した数量に限る。）の範囲内で、当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で、当該株券の買付けを行う取引

(6) 投資信託受益証券（有価証券の価格に基づき算出される特定の指標に連動する投資成果を目指す投資信託に係る指標連動型投資信託受益証券に限る。以下この号から第 8 号まで及び次条第 9 号において同じ。）に係る価格の水準と当該投資信託受益証券に係る指標との水準の関係を利用して行う次の a から c までに掲げる取引に係る買付け（次条において「投資信託受益証券に係る価格水準と指標との水準の関係を利用した買付け」という。）

a 投資信託受益証券の売付けを行うとともに、当該売付価額の範囲内で指標連動有価証券（その価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券に係る指標の変動に近似するように選定した有価証券をいう。以下同じ。）の買付け（当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の買付けに限る。以下次号までにおいて同じ。）を行う取引

b 投資信託受益証券の買付残高を有し、かつ、指標連動有価証券の売付けを行っている場合において、当該投資信託受益証券の買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、その売付価額の範囲内で指標連動有価証券の買付け（当該売付けを行っている指標連動有価証券の価額の範囲内に限る。）を行う取引

c a に掲げる取引を行っている場合又は前 b に規定する場合における、指標の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引（指標の算出方法若しくは指標の構成銘柄の変更が行われた場合又は指標の構成銘柄について当該指標の算出に用いられる数値に変動が生じた場合に、指標連動有価証券の価額の合計額の変動が当該指標の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引をいう。以下同じ。）

(7) 次の a から c までに掲げる場合において、投資信託受益証券に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該 a から c までに定める取引に係る買付け（次条において「投資信託受益証券に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。）

a 投資信託受益証券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている投資信託受益証券の価額（これと対当する投資信託受益証券の買付価額及び当該投資信託受益証券に係る前号 a に規定する取引による投資信託受益証券の売付価額を控除した価額に限る。）の範囲内で、指標連動有価証券の買付けを行う取引

b 投資信託受益証券の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、指標連動有価証券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている指標連動有価証券の価額の範囲内で、指標連動有価証券の買付けを行う取引

c a に定める取引を行っている場合又は前 b に掲げる場合

指標の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引

(8) 信託により投資信託受益証券を取得することを目的として、当該投資信託受益証券の取得に必要な数量の範囲内で行う買付け

(9) 指数に係る法第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「指数先物取引」という。）に係る約定指数（当事者があらかじめ指数として約定する数値をいう。以下同じ。）の水準と指数との水準の関係を利用して行う次の a から c までに掲げる取引（これに準ずる取引で指数に係る法第 2 条第 2 項第 3 号に掲げる取引（外国

金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「指数オプション取引」という。)を利用して行うものを含む。)に係る買付け(次条において「指数先物取引に係る約定指数の水準と指数との水準の関係を利用した買付け」という。)

- a 売方指数先物取引(指数先物取引のうち現実指数(将来の一定の時期における現実の指数の数値をいう。以下同じ。)が約定指数を下回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引
- b 買方指数先物取引(指数先物取引のうち現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引
- c aに掲げる取引を行っている場合又は前bに規定する取引契約残高を有している場合における、指数の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引(指数の算出方法若しくは指数の構成銘柄の変更が行われた場合又は指数の構成銘柄について当該指数の算出に用いられる数値に変更が生じた場合に、銘柄の異なる複数の有価証券の価額の合計額の変動が当該指数の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引をいう。以下同じ。)

(10) 次のaからcまでに掲げる場合において、指数先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該aからcまでに定める取引(これに準ずる取引で指数オプション取引について行うものを含む。)に係る買付け(次条において「指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。)

a 売方指数先物取引の取引契約残高を有している場合

当該売方指数先物取引の取引契約残高(これと対当する買方指数先物取引の取引契約残高及び当該売方指数先物取引と同一の指数先物取引に係る前号aに規定する取引による売方指数先物取引の取引契約残高を控除した取引契約残高に限る。)の範囲内で、銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

b 買方指数先物取引の取引契約残高を有している場合であつて、当該取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている有価証券の価額の範囲内で、銘柄の異なる複数の有価証券の買付けを行う取引

c aに定める取引を行っている場合又は前bに掲げる場合

指数の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引

(11) 次のa又はbに掲げる場合において、有価証券の売付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「有価証券プットオプション」という。)又は有価証券の買付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「有価証券コールオプション」という。)に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け(次条第13号において「有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け」という。)

a 有価証券オプション取引(有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引をいい、外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この号及び次条において同じ。)により有価証券プットオプションを取得し又は有価証券コールオプションを付与している場合

当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる有価証券の数量(当該有価証券プットオプションを付与し又は当該有価証券コールオプションを取得している場合における当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる有価証券の数量及び当該有価証券と同一の銘柄に係る次条第12号aに掲げる取引により有価証券プットオプションを取

得し、かつ、有価証券コールオプションを付与している場合における当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる有価証券の数量を控除した数量に限る。)の範囲内で、当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けを行う取引

- b 有価証券オプション取引により有価証券プットオプションを付与し又は有価証券コールオプションを取得している場合であつて、当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている有価証券の数量の範囲内で、当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けを行う取引

- (1 2) 顧客(公開買付者等(法第27条の3第3項に規定する公開買付者等をいう。))を除く。)に対して有価証券を売り付けることを約している場合又は売付けを行った場合において、当該売付けのために必要な数量の範囲内で行う当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付け
- (1 3) 有価証券を借り入れている場合(当該公開買付けに係る法第27条の3第1項に規定する公告が行われた日の前日以前に借り入れた場合に限る。)において、返済のために必要な数量の範囲内で行う借り入れた有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付け
- (1 4) あらかじめ選定した25銘柄以上の種類が同一である有価証券を同時に買い付ける取引であつて、当該公開買付けに係る有価証券の発行者が発行する有価証券の買付けに係る代金が当該取引の買付けに係る代金の合計額の100分の4を超えない取引に係る買付け

(安定操作期間内における自己買付け等)

第26条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第117条第1項第2号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

- (1) この規程(その特例を含む。)による過誤訂正等のための買付け及び復活のための売買に係る買付け
- (2) 顧客の注文を執行する際に生じた過誤による買付け等で当取引所が真にやむを得ない事由があると認めるもの
- (3) 共同買付累積投資業務に係る買付け
- (4) 有価証券ミニ投資に係る買付け
- (5) 新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券(株券(優先出資証券を含む。以下この号及び次号において同じ。))に係る権利を表示する預託証券をいう。以下この号において同じ。)又は交換社債券(以下この号及び次号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格と当該新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券(以下この号及び次号において「行使対象株券」という。)の価格の関係を利用して行う次のaからdまでに掲げる取引に係る買付け
- a 新株予約権証券等の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量の範囲内で当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引
- b 株券の買付残高を有し、かつ、当該株券と同一の銘柄の株券を行使対象株券とする新株予約権証券等(株券預託証券及び交換社債券を除く。以下このb及び次のcにおいて同じ。)の売付けを行っている場合において、当該買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、行使対象株券の数量が当該売付株券の数量の範囲内となる新株予約権証券等の買付け(当該売付けを行っている新株予約権証券等の数量の範囲内で行うものに限る。)を行う取引
- c 行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量が、当該売付けの数量の範囲内となる新株予約権証券等の買付けを行う取引
- d 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合において、当該買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、当該売付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量の範囲内となる株券の買付け(当該売付けを行っている株券の数量の

範囲内で行うものに限る。)を行う取引

- (6) 次の a 又は b に掲げる場合において、新株予約権証券等に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該 a 又は b に定める取引に係る買付け
- a 新株予約権証券等の売付けを行っている場合  
当該売付けを行っている新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量(当該売付けと対当する買付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量及び前号 a 又は b に規定する取引による売付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量を控除した数量に限る。)の範囲内で、当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引
- b 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合  
当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で、当該株券の買付けを行う取引
- (7) 投資信託受益証券に係る価格水準と指標との水準の関係を利用した買付け
- (8) 投資信託受益証券に係る価格変動による危険を減少するための買付け
- (9) 信託により投資信託受益証券を取得することを目的として、当該投資信託受益証券の取得に必要な数量の範囲内で行う買付け
- (10) 指数先物取引に係る約定指数の水準と指数との水準の関係を利用した買付け
- (11) 指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け
- (12) 有価証券オプション取引に係る権利行使価格(当事者の一方の意思表示により成立する売買に係る値段をいう。)及び対価の額と有価証券の売買価格の関係を利用して行う次の a 又は b に掲げる取引に係る買付け
- a 有価証券オプション取引を新規に行うことにより有価証券プットオプションを取得し、かつ、有価証券コールオプションを付与するとともに、当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けを行う取引
- b 有価証券プットオプションの付与及び有価証券コールオプションの取得に係る決済が未了である約定の全部又は一部を買戻し及び転売(決済が未了である約定についての反対の取引をいう。)を行うとともに、当該買戻し及び転売に係る有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使され又は行使した場合に買い付けることとなる当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けを行う取引
- (13) 有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け
- (14) 次の a 又は b に掲げる価格で顧客と当取引所の市場外における売買(施行令第20条第3項各号に掲げる者の計算に属するものを除く。)又はこの規程若しくは国内の他の金融商品取引所の業務規程に定める売買立会によらない売買により当該顧客に対して有価証券の売付けを行うことを約している場合における、当該売付けの数量の範囲内で行う当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付け(あらかじめ設定されたプログラムに従い買付けの注文が行われることとなっており、かつ、特別の勘定で管理されている場合に限る。)
- a 当該売付けを行う日の当取引所の市場における当該売付有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買立会(午前立会又は午後立会のみを売買立会を含む。)における総売買代金を総売買高で除して得た価格
- b 前 a に規定する価格を目標として、当該売付有価証券と同一の銘柄の有価証券を当取引所の市場において分割して買付けを行った総買付代金を総買付高で除して得た価格
- (15) 幹事である取引参加者が当取引所の市場における投資証券の円滑な流通を確保するために次の a 又は b に掲げる買呼値により行う買付け
- a 売呼値と買呼値を継続的に行う場合の当該買呼値
- b 売呼値に応じて行う買呼値
- (16) あらかじめ選定した25銘柄以上の種類が同一である有価証券を同時に買い付ける取引であって、当該募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の発行者が発行する有価証券の買付けに係る代金が当該取引の買付けに係る代金の合計額の100分の4を超えない取引に係る買付け

(円滑な流通の確保)

第27条 有価証券上場規程第31条の規定により流動性プロバイダーとして指定された取引参加者は、当取引所の市場における担当銘柄の有価証券の円滑な流通の確保に努めるとともに、施行規則に定める義務を負う。

## 第6章 雑則

(総取引高等の通知及び公表)

第28条 法第130条の規定による当取引所の市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当取引所がこれにより難いと認めた場合は、書面により行う。

(内閣総理大臣への報告)

第29条 法第131条の規定による当取引所の市場における毎日の総取引高等の内閣総理大臣への報告は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当取引所がこれにより難いと認めた場合は、書面により行う。

(市況の報告)

第30条 当取引所の市場における市況を、一般公衆又は新聞通信社等に連続的に報告する必要がある場合においては、当取引所がこれを行い、取引参加者はこれに類する行為をすることができない。

(当取引所の市場における有価証券の売買の方法等)

第31条 取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買を、当取引所が適当と認める取引参加者端末装置等により行わなければならない。

- 2 取引参加者は、取引参加者端末装置と売買システムの接続においては、接続仕様その他の当取引所が定める事項を遵守しなければならない。
- 3 取引参加者は、当取引所が定めるところにより取引参加者端末装置に関する事項について当取引所に報告するとともに、売買システムが安定的に稼働するよう協力するものとする。
- 4 取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買業務を担当する役員又はその責任者の地位にある従業員のうちから、当該有価証券の売買業務の統轄及びこれに関連する事項の処理に当たる有価証券売買責任者1人を選任し、あらかじめ当取引所に届け出なければならない。ただし、当取引所が、有価証券売買責任者の行うべき事務のうち一部のものについて、別に責任者を設けるべき事務として定める場合は、有価証券売買責任者に代わって当該事務に当たる責任者を選任し、あらかじめ当取引所に届け出るものとする。

(過誤のある注文の公表)

第32条 当取引所は、過誤のある注文が発注された場合において、当取引所が売買管理上必要と認めるときは、当該注文に係る銘柄、当該注文を発注した取引参加者の名称その他の当取引所が定める事項を公表することができる。

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第33条 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買を行う者とみなしてこの規程(第25条及び第26条を除く。)を適用する。

- 2 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買の取次ぎを行う者とみなして、第14条第1項第3号及び第4号の規定を適用する。

(市場運営に関する必要事項の決定)

第34条 当取引所は、この規程に定める事項のほか、当取引所の市場の運営に関して必要がある場合に

は、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

付 則

この規程は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成21年6月1日

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 平成21年11月15日以前に行われた有価証券の売買に係る取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この改正規定施行の際、現に改正前の第21条第1号の規定により売買の停止が行われている場合については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第12条第3項の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以降の当取引所が定める日から実施する。